

福岡県公報

令和三年十月八日
第二百四十号
増刊
①

目次

条 例 (第二十七号―第三十六号)

○福岡県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二
○福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(県民情報広報課)	二
○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	(情報政策課)	三
○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例の一部を改正する条例	(生活安全課)	三
○福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	三
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(児童家庭課)	三
○福岡県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例	(自然環境課)	四
○福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(道路維持課)	四
○福岡県流域下水道条例及び福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(下水道課)	九
○福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(警察本部組織犯罪対策課)	九
◇福岡県税条例の一部を改正する条例	(総務部税務課)	
1 社会福祉の充実及び教育の振興のための財政需要に充てるため、法人県民税の法人		

公布された条例のあらまし

税割に係る税率の特例措置について、その適用期間を五年間延長するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(総務部県民情報広報課)

1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二条及び第六十六条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に規定する政令で定める日から施行することとした。

◇福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部情報政策課)

1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部生活安全課)

1 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 福岡県子育て応援基金に基づく事業を令和六年度まで継続することに伴い、福岡県子育て応援基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部児童家庭課)

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の制定等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、第二十九条第一項第四号イの改正規定(「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

1 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の制定等に伴い、自然海浜保全地区として指定することができる区域を改めることとした。

2 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(県土整備部道路維持課)

1 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の制定に伴い、旅客特定車両停留施設に関する基準を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県流域下水道条例及び福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(建築都市部下水道課)

1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の制定による下水道法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日から施行することとした。

◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課)

1 暴力団が依然として県民等に多大な脅威を与えている本県の現状に鑑み、本県からの暴力団の排除を一層推進するため、暴力団事務所の開設及び運営を禁止する新たな区域及び地域を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和三年十二月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

条例

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十七号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
付則第十五条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。
付則第十六条中「令和四年一月三十一日」を「令和九年一月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十八号

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

福岡県個人情報保護条例(平成十六年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項」を「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項」に改め、同条第七号中「独立行政法人等の保有する個人情報

の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項を「個人情報の保護に関する法律第二条第九項」に改める。

第三十三条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

第六十六条第二項第一号中「第五十二条第一項に規定する」を「第五十二条各号（第二号を除く。）に掲げる」に改め、同条第四項第一号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章」を「個人情報の保護に関する法律第五章第四節」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第六十六条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第四号に規定する政令で定める日から施行する。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十九号

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条第一項中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。別表第一中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項から一二の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例の一部を改正す

る条例をここに公布する。

令和三年十月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十号

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例の一部を改正する条例

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成三十一年福岡県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十一号

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例
福岡県子育て応援基金条例（平成二十一年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和六年六月三十日」を「令和七年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十二号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例

福岡県児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第四号イ中「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に、「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号口中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第三十七条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号口中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第五十九条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号口中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第六十九条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号口中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第七十七条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号口中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第一項第四号イの改正規定（「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この条例による改正後の福岡県児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

福岡県自然海滨保全地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

福岡県条例第三十三号

福岡県自然海滨保全地区条例の一部を改正する条例

福岡県自然海滨保全地区条例（昭和五十五年福岡県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「水際線付近」の下に「又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域」を、「砂浜」の下に「干潟」を、「自然」の下に「（以下この号において「砂浜等」という。）」を、「もの」の下に「（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）」を加える。

附則

この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十四号

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例（平成二十四年福岡県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第二条の二）
- 第二章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第三条―第十条）
- 第三章 立体横断施設の構造（第十一条―第十六条）
- 第四章 乗合自動車停留所の構造（第十七条・第十八条）
- 第五章 路面電車停留場等の構造（第十九条―第二十一条）

第六章 自動車駐車場の構造（第二十二条―第三十二条）

第七章 旅客特定車両停留施設の構造（第三十三条―第四十三条）

第八章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第四十四条―第四十八条）

附則

第二条第一項第一号中「自転車歩行者道」の下に「自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「自動車駐車場」の下に「若しくは旅客特定車両停留施設」を、「除雪のために必要な幅員」の下に「又は道路構造条例第四十六条第一項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加える。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第二条の二 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第二章 歩道等」を「第二章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第三条中「設ける道路」の下に「自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第四条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「という。」の下に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）を、「当該歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第四十四条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第四十五条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第五条第一項及び第二項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第六条第一項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第三章 立体横断施設」を「第三章 立体横断施設の構造」に改める。

第十二条第二号中「装置」を「設備」に改め、同条第五号中「により、籠外から籠内」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第八号、第九号及び第十三号中「装置」を「設備」に改める。

第十三条中「以下」の下に「この条において」を加える。

「第四章 乗合自動車停留所」を「第四章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第五章 路面電車停留所等」を「第五章 路面電車停留場等の構造」に改める。

「第六章 自動車駐車場」を「第六章 自動車駐車場の構造」に改める。

第三十七条中「歩道等」の下に「自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第四十条とする。

第三十六条第一項中「歩道等」の下に「自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第二項中「及び自動車駐車場」を「自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、「路面」の下に「又は床面」を加え、同条を第四十七条とする。

第三十五条中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の二項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第三十五条を第四十六条とする。

第三十四条第一項中「歩道等」の下に「自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第十二条第十一号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第六項の規定

により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第四十二条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障がいのある人の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第三十四条を第四十五条とする。

第三十三条に次の四項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第五項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z八二一〇に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第三十三条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がいのある人に示すための設備を設けるものとする。

第三十三条を第四十四条とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第三十三条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭

和二十七年建設省令第二十五号）第一条第一号から第三号までに掲げる自動車という。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されて

いる一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を一・二メートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由により

やむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 第一項の一以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第三十五条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第三十六条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

二 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。
 イ 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。
 ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第三十四条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第三十五条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

一 籠の内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

二 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第一号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第十二条第五号から第十三号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレ

ベーターについて準用する。
 3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第三十六条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

一 有効幅員は、一・二メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、九十センチメートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、十二パーセント以下とすることができる。

三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第十三条第三号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第三十七条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第三号及び第四号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

一 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

二 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

三 踏み段の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

四 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ

る構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
 2 第十四条第二号から第五号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第三十八条 第十六条第三号から第九号まで、第十一号及び第十二号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第三十九条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

二 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車用に供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の視覚障がいのある人の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

五 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第四十条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第四十一条 第三十条から第三十二条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を

設ける場合について準用する。この場合において、第三十一条第一号中「第二十五条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第二十五条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第四十二条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とするものとする。

一 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第三十三条第一項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障がいのある人が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第四十三条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附則第四項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県流域下水道条例及び福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十五号

福岡県流域下水道条例及び福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例の

一部を改正する条例

(福岡県流域下水道条例の一部改正)

第一条 福岡県流域下水道条例(平成二十四年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。
第八条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

(福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

附則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十六号

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)の一部を次のように改

正する。

第十三条第一項第一号中「又は」を「、」に改め、「限る。」の下に「又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校」を加え、同項第二号中「第百六十四号」の下に「第六条の二の二第一項に規定する事業(児童発達支援及び医療型児童発達支援に係るもの(児童発達支援センターにおいて行うものを除く。))に限る。))を行う施設、同法」を加え、「又は」を「、」に改め、「児童相談所」の下に「、同法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。))を行う施設又は同法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされた施設(同法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設を除く。))に限る。))」を加え、同項中第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号の二を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園
第十三条第一項第四号中「規定する博物館」の下に「又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成四年条約第七号)第十一
条2に規定する世界遺産一覽表に記載された同条約第一条に規定する文化遺産の一
部を構成する施設

七 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の規定により
重要文化財に指定された建造物又は福岡県文化財保護条例(昭和三十年福岡県条例
第二十五号)第四条第一項の規定により福岡県指定有形文化財に指定された建造物
第十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条各号(第一号
、第五号、第六号及び第九号から第十二号までに限る。))に規定する事業及び同条
第二号に規定する特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育を行
う施設(前二号に規定する施設を除く。))

第十三条第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に、「同項各号に掲げるいずれかの施設が設置され、又は土地がこれらの施設の用に供するものと決定したことにより同

項」を「第一項」に改め、「区域内」の下に「又は第二項に規定する地域」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 暴力団事務所は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域（これらの地域から前項に規定する区域を除く。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

3 公安委員会は、前項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営を中止することを命ずることができる。

第十三条の三第二項中「区域内」の下に「又は同条第二項に規定する地域」を加える。

第二十一条第一項中「公安委員会は」の下に「、第十三条第二項」を、「又は」の下に「第十三条第三項、」を加え、同条第二項中「暴力団員が」の下に「第十三条第二項、」を、「認めるとき、又は」の下に「第十三条第三項、」を加える。

第二十五条第一項第二号を第二号の二とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十三条第三項の規定による命令に違反した者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県暴力団排除条例第十三条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

3 この条例の施行前に改正前の福岡県暴力団排除条例第十三条第一項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した当該暴力団事務所については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。